

令和3年4月12日

貸切バス事業者の皆様へ

一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター
会長 東 眞也

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和3年度負担金の取扱いについて
(ご案内)

平素より、当センターの適正化事業にご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、令和3年度適正化事業にかかる負担金の額につきましては同封しました請求書記載のとおりであり、当センターの適正化事業を運営していくうえで必要となる経費に基づき算出したものです。

長期に亘る新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい経営環境に置かれていることと存じますが、令和3年度の負担金のお支払いにつきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、負担金の納付期限は令和3年6月30日とさせていただいておりますが、昨今の状況を鑑み、期日までの納付に支障がある事業者様におかれましては、別添の「納付猶予届出書」をご提出いただくことにより、令和3年9月30日まで猶予させていただきます。

<連絡先>

一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター

電話：072-812-1337

FAX：072-812-1336

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う
令和3年度負担金の納付猶予届出書

令和3年 月 日

一般財団法人

近畿貸切バス適正化センター 会長 殿

住所

氏名又は名称

代表者

印

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月以降の期間（1ヵ月以上）において貸切バス事業の運送収入が大幅に落ち込み、負担金の一括納付を行うことができないので、令和3年9月30日までの間、令和3年度負担金の一括納付の猶予を届出します。